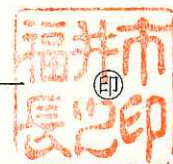


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 26 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

半田 1 集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 6 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織で、農作業受委託や農業用機械の共同利用を行っている。今後も継続していく。
- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。
- ・集営農の法人化に取り組んでいく。

(別紙)

- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少している。今後も継続していく。
- ・法人化し、後継者のいない農業者の農地が集積していく。